

# 配電事業制度の詳細設計について ～託送料金の運用等に係る事項～

## 第7回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2021年3月8日



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

## 前回会合の御指摘事項

- 前回会合（2021年2月1日）において、事務局案について概ねご賛同をいただいたところであるが、以下のご意見をいただいた。

### 主なご意見

- 配電事業者の託送料金の変更命令基準について、配電事業者は需要家と直接の接点がなく、どのような形で「同意」を得ることが可能なのか、需要家は同意するか問われてもなかなか同意しがたいのではないか等、運用上難しい点があるのではないか。（スライド3～7参照）
- 配電設備の維持運用費用について、貸与価格等を「収入－費用」で算定することは良いが、費用について、配電事業者が必要な設備投資や設備修繕を繰り延べて、短期的に費用を削減することも可能となる。配電事業者が、5年間だけ費用を絞って利益を出した上で、5年後に撤退するということもあり得る。短期的思考の事業者が不当に利益を得るようなものにならないように気を付ける必要がある。（スライド8～10参照）
- 例えば、家を借りていたということだとすると、家を著しく壊してしまった時に、原状回復のためのコストを請求できるのかという点だと思う。配電事業者が著しく維持管理を怠った結果、貸与設備の価値が著しく下がったときには求償できるかどうか、そういう形で整理するのが合理的ではないか。（スライド8～10参照）

# 配電事業者の託送料金が適正な水準であることの判断基準について

- 改正電気事業法上、配電事業者の託送料金は、**同一エリアの一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準**とすることとされ、それに該当しないと認められる場合には、経済産業大臣が変更を命ずることができることとされている。
- 配電事業者と需要家の間には直接の契約関係がない一方で、需要家への十分な説明は重要であると考えられるため、変更命令の具体的な基準については、制度開始当初においては以下のようにしてはどうか。

## 配電事業者の託送料金が適正な水準でない判断する基準（案）

以下の基準に該当していない場合

- 一般送配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価と比べて、**配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が±5%以内であること。**（注1～注5）

（注1）一般送配電事業者の託送料金の電圧別（特高・高圧・低圧）需要ごとの平均単価と比べて、配電事業者の託送料金の電圧別（特高・高圧・低圧）需要ごとの平均単価の水準が+0%を超える場合は、配電エリアの需要家にレジリエンス強化等のメリットがあるなど、その説明が合理的と認められる場合に限るとともに、当該配電エリアの需要家に十分説明がなされていること。

（注2）個別需要家ごとの単価の水準は、季節別や時間帯別にすべて±5%以内になっている必要はなく、年間での平均単価の水準が±5%以内であればよいと考えられる。

（注3）配電事業者の託送料金において、一般送配電事業者の託送料金と同一料金メニューとし、当該料金メニューの単価のみを±5%以内で設定した場合には、国は個別需要家ごとの単価の比較や詳細な確認は不要と考えられる。

（注4）一般送配電事業者の託送料金に係る変更認可申請命令の発動基準であるフロー管理（想定単価と実績単価との比較）においても、乖離率が-5%以内であれば、当該命令を発動しないこととしている。

（注5）配電事業者の託送料金のうち発電側基本料金の変更命令基準についても、これと同様とする。

## (参考) 論点①：配電事業者の託送料金が適正な水準であることの判断基準について

- 改正電気事業法上、配電事業者の託送料金は、一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準とすることとされ、それに該当しないと認められる場合には、経済産業大臣が変更を命ずることができることとされている。
- 配電事業者の託送料金については、地域の実情等に応じた創意工夫が妨げられないよう、固定／従量料金比率、高圧／低圧料金比率などについて一定の自由度を許容することが重要と考えられることから、変更命令の具体的な基準について、制度開始当初においては以下のようにしてはどうか。

### 配電事業者の託送料金が適正な水準でない判断する基準（案）

以下の①及び②のいずれかに該当していない場合（注1）

（注1）配電事業者の託送料金のうち発電側基本料金の変更命令基準についても、これと同様とする。

- ① 一般送配電事業者の託送料金の電圧別（特高・高圧・低圧）需要ごとの平均単価と比べて、配電事業者の託送料金の電圧別（特高・高圧・低圧）需要ごとの平均単価の水準がプラス5%～マイナス5%以内であること。（注2、注3）

（注2）平均単価の水準が0を超える場合は、配電エリアの需要家にレジリエンス強化等のメリットがあるなど、その説明が合理的と認められる場合に限るとともに、当該配電エリアの需要家に十分説明がなされていること。

（注3）一般送配電事業者の託送料金に係る変更認可申請命令の発動基準であるフロー管理（想定単価と実績単価との比較）においても、乖離率がマイナス5%以内であれば、当該命令を発動しないこととしている。

- ② また、一般送配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価と比べても、配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が著しく高くなっている需要家がないこと。（この②の条件を満たしていない場合であっても、当該個別需要家に説明した上で同意が得られている場合には、②を満たしていると判断する。）

# 配電事業者の託送料金制度の運用のあり方

- 配電事業者の託送料金に係る規制の運用は、以下の通りとしてはどうか（前回会合でご議論いただいた内容に加えて、基準を満たしていることの算定根拠となる書類も添付させることとしてはどうか（赤字部分））。
- 配電事業者から託送料金の届出（変更届出を含む）があった際には、国が前述の変更命令基準に該当するかどうかを判断する必要がある。このため、配電事業者には「**一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることの説明書**」の提出を義務付けるとともに、**基準を満たしていることの算定根拠となる書類も添付させる**。国は、当該説明書及び**算定根拠となる書類を基に**、配電事業者と一般送配電事業者の**料金水準を比較し、適正な水準になっているかを審査**する。（注6）
- また、**同一エリアの一般送配電事業者が託送料金を変更した場合**にも、国が報告徴収を行った上で、配電事業者と一般送配電事業者の**料金水準を比較し、適正な水準になっているかを審査**する。

（注6）「一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることの説明書」として、個別需要家ごとの単価が±5%以内となっていること（一般送配電事業者の託送料金と同一料金メニューとし、当該料金メニューの単価のみを±5%以内で設定した場合には、個別需要家ごとの比較は不要）及び電圧別需要ごとの平均単価も±5%以内であることを記載するとともに、その算定根拠となる書類も添付する。また、電圧別需要ごとの平均単価が+0%を超える場合には、配電エリアの需要家に対して十分な説明がなされていることを記載することが考えられる。

なお、配電事業者は、原価を積み上げるのではなく、同一エリアの一般送配電事業者の託送料金と同程度の水準となるよう、託送料金を設定することから、原価を積み上げて算定する託送料金算定規則は定める必要はないと考えられる。

# 配電事業者の託送料金を設定するために必要なデータの提供等について

- 上述の基準を満たす託送料金を設定するにあたっては、過去の実績値のデータが必要となる。
- 配電事業者が適切に託送料金を設定できるよう、また国がその適切性を確認できるよう、以下のようにデータの透明性を確保することが必要ではないか。

(1) 配電事業開始時の配電事業者の託送料金の設定に必要なデータは、一般送配電事業者が有していると考えられることから、配電事業を営もうとする者<sup>(注7)</sup>から提供の依頼があった場合、一般送配電事業者が提供することが必要である。

→ 配電事業を営もうとする者から提供の依頼があった場合、一般送配電事業者は当該データについて過去の実績値<sup>(注8)</sup>（例えば、直近1年間）を提供することをルール化してはどうか。

(注7) 行為規制上の取扱いについては引き続き検討する。

(注8) 個別需要家ごとの実績需要量（アンペア、kW、kWh等）や託送料金収入（算定根拠を含む）等

(2) 配電事業者は、同一エリアの一般送配電事業者が託送料金を変更した場合、変更後の託送料金と比較しても、適正な水準であることを確認することが必要である。当該確認のために必要なデータは、配電事業者が有していると考えられることから、配電事業者は、過去の実績値に、公表されている一般送配電事業者の託送料金を適用した場合の平均単価等を算定し、確認することとしてはどうか。<sup>(注9)</sup>（必要に応じて、託送料金の変更届出を行う）

(注9) 国が配電事業者に対し、報告徴収により上記の算定結果の提出を求め、配電事業者と一般送配電事業者の料金水準を比較し、適正な水準になっているかを審査する。

## (参考) 配電事業者の託送料金制度の運用のあり方

- 配電事業者の託送料金に係る規制の運用は、以下の通りとしてはどうか。
- 配電事業者から託送料金の届出（変更届出を含む）があった際には、国が前述の変更命令基準に該当するかどうかを判断する必要がある。このため、配電事業者に「**一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることの説明書**」の提出を義務付けるとともに、国が報告徴収（注4）により必要なデータを収集して配電事業者と一般送配電事業者の**料金水準を比較し、適正な水準になっているかを審査**する。
- また、**同一エリアの一般送配電事業者が託送料金を変更した場合**にも、国が報告徴収を行った上で、配電事業者と一般送配電事業者の**料金水準を比較し、適正な水準になっているかを審査**する。

(注4) 具体的には、国が一般送配電事業者から配電エリアの直近1年間の実績需要量（アンペア、kW、kWh等）、電圧別需要ごとの平均単価及びその算定根拠等を聴取し、当該需要量を基に配電事業者の電圧別需要ごとの平均単価を算定して比較することが考えられる。

なお、配電事業者は、原価を積み上げるのではなく、同一エリアの一般送配電事業者の託送料金と同程度の水準となるよう、託送料金を設定することから、原価を積み上げて算定する託送料金算定規則は定める必要はないと考えられる。

## 配電事業者の撤退に伴う配電設備の原状回復等について

- 前回会合において、配電事業者が貸与設備の維持管理を十分に行わずに撤退するモラルハザードに気をつける必要があるとのご意見があり、また、その点については、配電事業者が設備の維持管理を著しく怠った結果、貸与設備の価値が著しく下がったときは、原状回復のための求償を行えるかどうかで整理するのが合理的ではないかのご意見があった。
- ご意見のあった内容に関しては、資源エネルギー庁の審議会（2020年9月9日）においても、配電事業者は、設備の貸与又は譲渡を受けて配電事業を行う場合、一般送配電事業者と共同して、引継計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けることになっており、この引継計画には、安定供給確保の観点から「配電事業者が撤退する際の原状回復及びその方法」を記載することと整理されていることから、その詳細については、引き続き、資源エネルギー庁の審議会で検討していただくこととしてはどうか。

# (参考 1) 配電設備の貸与・譲渡に関する規定① (構築小委での議論)

2020年9月9日  
第6回構築小委資料2より抜粋

## 引継計画に記載すべき事項について

- 配電事業者は、一般送配電事業者等から譲り受け、又は借り受けた設備を用いて事業を行う場合、従前どおり安定供給を確保するため、電気事業法上、その業務の引継が適切に行われるよう、当該一般送配電事業者等と共同して、引継計画を作成し、国の承認を受けることが必要。
- この引継計画には、例えば、以下のような観点から、必要な記載を求めていくことが必要ではないか。また、これ以外に考えられる事項はあるか。
  - 安定供給確保の観点
    - － その対象設備の情報 (設備仕様や設備管理台帳等)
    - － その対象区域の電源及び需要に係る情報
    - － 地方自治体との災害対応に係る協定が存在する場合はその内容
    - － ~~一般送配電事業者等が技術的協力を行う場合はその内容~~
    - － 配電事業者が撤退する際の原状回復及びその方法
  - 適正価格での譲渡又は貸与の確保の観点 (クリームスキミング防止の観点を含む。)
    - － 対象設備を譲渡又は貸与する場合の価格 (詳細後述)

- 配電事業者は、一般送配電事業者等から設備の貸与又は譲渡を受けて配電事業を行う場合、一般送配電事業者等と共同して、引継計画を作成し、承認を受けることになっている。変更の場合も同様。

### 改正電気事業法 引継計画の承認等

(引継計画の承認等)

第二十七条の十二の十二 配電事業者は、一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者から譲り受け、又は借り受けた電気工作物を配電事業の用に供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者と共同して、託送供給等の業務の引継ぎに関する計画（以下この条において「引継計画」という。）を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更（経済産業省令で定める軽微なものを除く。）しようとするときも、同様とする。

- 2 経済産業大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る計画が託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎを確保するために十分なものと認めるときは、その承認をするものとする。
- 3 第一項の承認を受けた配電事業者及び一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者（次項及び第五項において「承認事業者」という。）は、第一項の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その変更した引継計画を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 経済産業大臣は、託送供給等の業務の円滑な引継ぎを確保するために必要があると認めるときは、承認事業者に対し、相当の期限を定め、第一項の承認を受けた引継計画（前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 経済産業大臣は、承認事業者が、正当な理由がなく、第一項の承認を受けた引継計画を実施していないため、電気の利用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、当該承認事業者に対し、当該引継計画を実施すべきことを勧告することができる。

**(参考資料)**

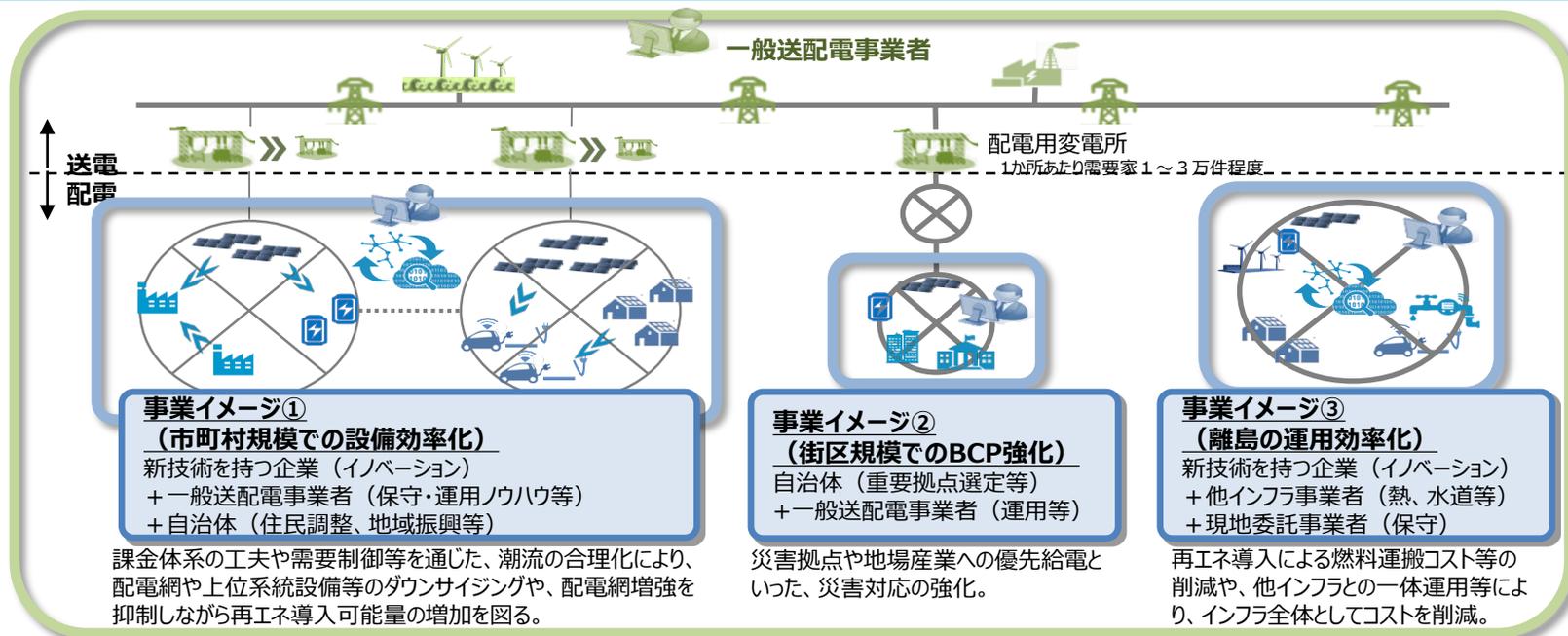
# 【参考】配電事業制度について①

## 2. 電力システムの分散化と電源投資

2020年7月20日  
第5回構築小委資料1より抜粋

### (1) 配電事業制度の概要

- レジリエンス強化等の観点から、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して、新たな事業者がAI・IoT等の技術も活用しながら、自ら面的な運用を行うニーズが高まっているため、安定供給が確保できることを前提に、配電事業者を電気事業法上に新たに位置付け。
- 例えば、自治体や地元企業が高度な技術を持つIT企業と組んだ上で配電事業を行い、災害時には特定区域の配電網を切り離して、独立運用するといったことが可能になることが期待される。  
⇒電力供給が継続でき、街区規模での災害対応力が強化
- また、新規事業者によるAI・IoT等の技術を活用した運用・管理が進展する事が期待される。  
⇒設備のダウンサイジングやメンテナンスコストの削減



# 【参考】配電事業制度について②

2020年9月9日  
第6回構築小委資料 1 より抜粋

## (参考) 配電事業への参入パターン

- 配電事業ライセンスの導入により、**災害時へのレジリエンスの強化**、新規事業者の参入による**新技術の導入**、**配電網への投資促進**、**潮流合理化**等の効果が期待されている。配電事業への参入パターンとしては、以下が考えられるのではないか。

### <参入事業者例>

- ① 地域新電力  
例) 自治体等の出資や、地域で電源を有する新電力 等
- ② インフラ技術を持っている事業者  
例) 熱、水道、ガス、通信事業者、  
電工会社、鉄道事業者、送電事業者  
ドイツのシュタットベルケ 等
- ③ AIやIoTの技術を有するベンチャー企業
- ④ 上記以外の事業者  
(①～④の組み合わせ)  
例) サービス事業者

※ いずれの場合も、配電網の運営能力を国が確認した上で、参入を許可するスキーム。

### <事業の効果例>

- ① 供給安定性・レジリエンス向上  
例) ・冗長性を持った設備構築  
・オフグリッド運用を可能にする  
追加投資の実施
- ② 電力システムの効率化  
例) ・事業者間の競争による効率化  
・メンテナンスの合理化  
・AIやIoTを活用した技術イノベーション  
・潮流合理化等による設備のダウンサイジング
- ③ 再エネ等の分散電源の導入促進  
例) ・潮流合理化  
・エネルギーの地産地消の拡大
- ④ 地域サービスの向上  
例) ・地域のニーズに合わせた託送事業  
・他のインフラ事業等との共同実施

### <参入場所>

- ① 既存の配電システムの譲渡/貸与  
- 街区規模での運用  
- 市町村単位での参入  
- オフグリッド地域(離島等)での運用  
- 配電システムの末端での運用
- ② 新規の街区等の面的開発時  
例) ・大規模宅地、商業施設、工業団地  
等の開発時

# 【参考】配電事業制度について③

## (参考) 分散型グリッドの運用する事業者の類型

2020年9月9日  
第6回構築小委資料 1 より抜粋

参考

	配電事業	特定送配電事業	特定供給
定義	自らが維持・運用する配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業であって、省令で定める要件に該当するもの	自らが維持・運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は他の小売電気事業者等に託送供給を行う事業	電気を供給する事業（電気事業、自家発自家消費型の電気の供給、小売電気事業者等の用に供するための電気の供給以外）
要件	許可 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">供給エリア</span>	届出 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">供給地点</span>	許可 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">供給の相手方・場所</span>
-主な基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 経理的基礎・技術的能力</li> <li>◆ 事業の計画が確実</li> <li>◆ 電気工作物の能力が需要に応ずることができるものであること</li> <li>◆ 過剰投資とならないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 電気工作物を事業の用に供することにより、同地点をそのエリアに含む一般送配電事業者の需要家の利益を著しく阻害するおそれがないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 相手方と密接な関係を有すること</li> <li>◆ 相手方の需要に応ずる供給力を確保していること</li> <li>◆ 場所をそのエリアに含む一般送配電事業者の需要家の利益を阻害するおそれがないこと</li> </ul>
供給対象	一般の（＝不特定多数の）需要	（届け出た）特定の需要	（許可を受けた）供給地点
主な義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 託送供給義務</li> <li>◆ 電力量調整供給義務</li> <li>◆ 接続義務</li> <li>◆ 電圧・周波数維持義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小売電気事業者等と契約している場合は、託送供給義務</li> <li>◆ 電圧・周波数維持義務</li> </ul>	（特になし）
事業のイメージ	市町村単位での配電事業 離島を区域とする配電事業	六本木エネルギーサービスなど	CHIBAむつざわエナジーなど

※自家発自家消費型の供給行為は、非電気事業に分類され得るが、特定供給の許可を受ける必要はない。（新第27条の33第1項第1号に該当。）

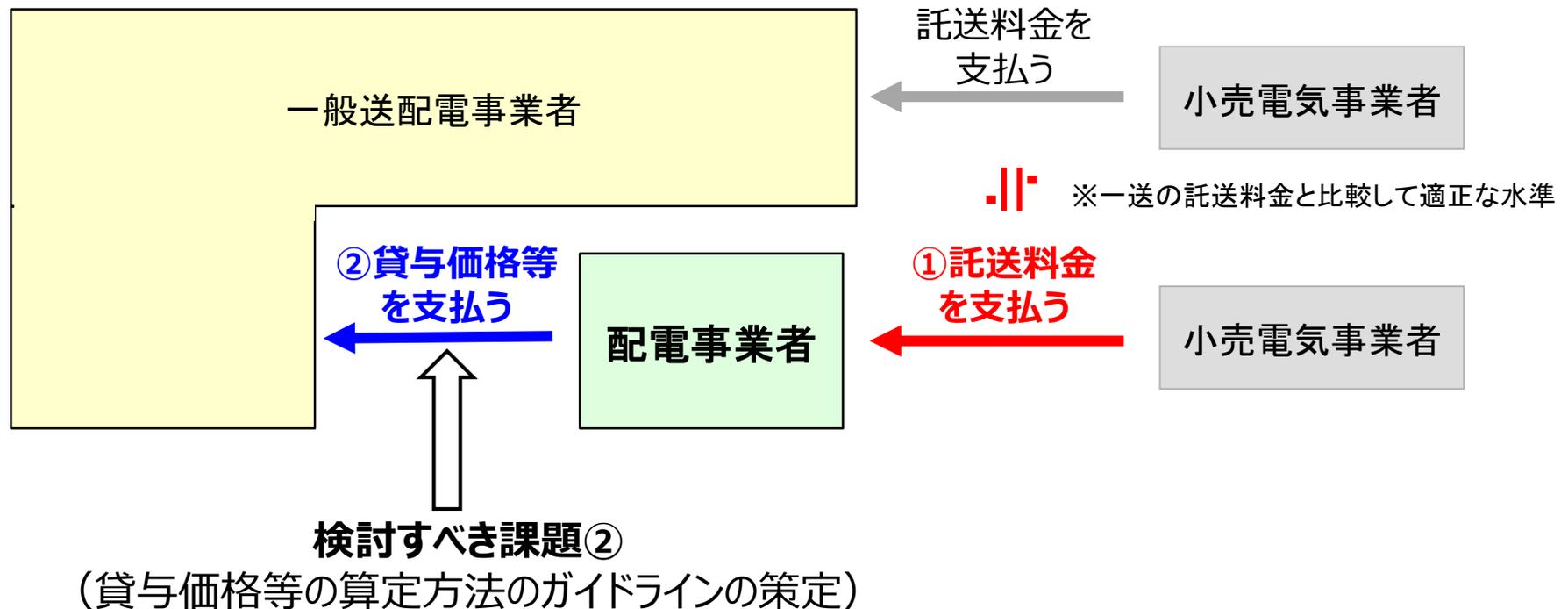
## 論点②：配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等のあり方について(1/3)

- 配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等（下図②）については、以下の2点を考慮して、国が一定の考え方を示す必要がある。（ガイドラインの策定）

### (1) クリームスキミングの防止

資源エネルギー庁の審議会では、クリームスキミング防止の観点から、配電事業者から一般送配電事業者へ支払う貸与価格等は、「託送料金期待収入」から「配電設備の維持運用費用」を除いて算定することが適当と考えられると指摘されている。

### (2) 配電事業者による電化の促進やコスト効率化を促すインセンティブの付与

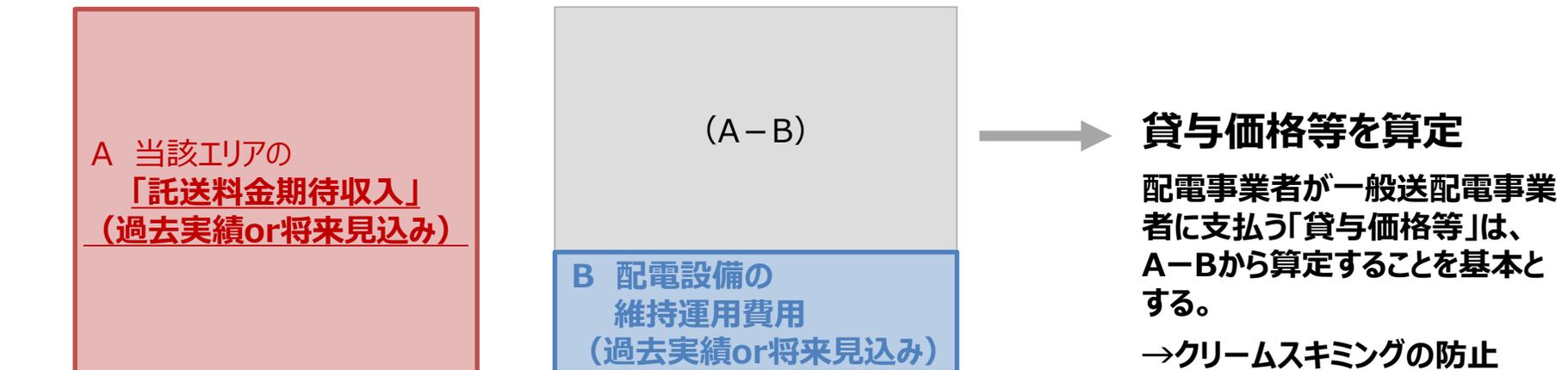


## 論点②：配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等のあり方について(2/3)

- 前ページに示した考慮事項を踏まえ、また、エリア毎に事情が異なることも考慮し、配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等については、以下を基本として、一般送配電事業者と配電事業者の協議により決定することとしてはどうか。（この内容をガイドラインに記載する。）

- ① 貸与価格等の金額は、「配電エリアの託送料金収入（過去実績or将来見込み）」－「配電設備の維持運用費用（過去実績or将来見込み）」から算定することを基本とする。（詳細19ページ）

### 事業開始前の貸与価格等の算定方法のイメージ



→ 事業開始前は、ABのデータが整備されていないが、以下のような推計により、ある程度、正確に算定することが可能ではないか。

- A 配電エリアの需要地点毎に、過去の託送料金収入を用いて算定する（過去実績のケース）
- B 一送のエリア全体の設備数等（電柱本数、電線延長数等）に係る維持運用費用の過去の実績費用を用いて、配電エリアの設備数等の比率で按分して算定する（過去実績のケース）

(注) 必要に応じて、電力・ガス取引監視等委員会のあっせん・仲裁の仕組み等を活用することも考えられる。

## 論点②：配電事業者が一般送配電事業者に支払う貸与価格等のあり方について(3/3)

### ● (続き)

#### ②貸与価格等の金額は、原則として5年毎に見直すこととする。(詳細19ページ)

(一般送配電事業者の収入上限見直しと同タイミング(2023年度、2028年度、2033年度…)で見直す)

- その5年間において、実際の「配電エリアの託送料金収入」や「配電設備の維持運用費用」は、上述①で用いた値から乖離することがあり得るが、途中で貸与価格等を見直すことはせず、この差額は配電事業者に帰属することとする(配電事業者の利益又は損失となる)。→配電事業者の効率化及び電化促進等のインセンティブ付与
- ただし、例えば、収入については外生要因によっても変動する可能性があるため、最初の期の貸与価格等を決定する際に、配電事業者と一般送配電事業者の間で、差額を事後的に調整する仕組みを取りきめておくことも考えられる。

#### ③第2期以降の貸与価格等の金額は、上述①を基本としつつ、配電事業者のインセンティブ確保の観点から、前期における配電事業者の成果(効率化+電化促進等)の一部を引き継ぐよう工夫する。引継割合については事前に協議にて合意しておくことが望ましい。(詳細20ページ)

#### ④配電事業者が上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化等の取組を進めることが重要なケースにおいては、そのインセンティブについても配慮する。(詳細21ページ)